

公益社団法人熊本県浄化槽協会 経費の負担の額を定める規程

公益社団法人熊本県浄化槽協会定款第7条に規定する正会員になった時支払う額（以下「入会金」という。）及び毎年支払う額（以下「会費」という。）は次のとおりとする。

1. 入会金は、正会員1人又は1法人につき 100,000円
2. 会費は、正会員1人又は1法人につき 36,000円

附則

この規程は、平成21年10月1日より施行する。